

新旧中国の銀行制度の変遷から見た貸出審査体制の脆弱性

孫 瑩

目 次

はじめに

第一章 先行文献

第二章 1949年以前の旧中国金融機関の性格と特色

第三章 改革開放前までの新中国の金融システム改革

第四章 改革開放下の金融制度

第五章 中国国有四大商業銀行の不良債権問題

おわりに

はじめに

鄧小平の“改革開放”政策実施以来、中国の経済は急成長している。現在、中国のGDPは毎年二桁ずつ成長し、国民の生活も改善され、“脱途上国”という目標の達成は確実となった。しかしながら、中国の発展は平坦ではなかった。振り返って見ると、1949年以前の旧中国は、唐朝から清朝までの皇帝制度を経て、国民党の軍閥時代に入り、その後国民党と共産党政権が併存する時代を経験し、最後に共産党が政権を取るという結果となり、経済や政権もやっと一段落した。この歴史的経緯の中で、中国の銀行は、生存をかけて、様々な対応をとらざるを得なかった。本論文は清朝以後1世紀にわたる中国の銀行制度の変遷とその特徴について論じることを目的とする。併せて、その歴史の中に、現在の中国の銀行経営の脆弱性と繋がるものが存在するか否かを見極めたいと考える。最近の中国四大商業銀行の不良債権問題の背景には、長い間の未成熟な銀行の経営体質が存在するような気がしてならない。銀行の不良債権問題は、銀行の貸出方針と密接に繋がっている。旧中国

から新中国に至るまで、銀行の貸出審査が稚拙であったのではないか、というのが本論文の問題意識である。尚章立ては以下のようになっている。

まず第一章では、先行文献について述べる。ついで第二章では、1949年の中華人民共和国建設より前、清朝時代以降の錢莊や、アヘン戦争をきっかけに中国に進出した外国銀行、さらに国民党政権時代に設立された国家銀行、華商銀行等の旧中国の銀行についてそれぞれの性格、特色を述べることにしたい。ここでは、錢莊の貸出審査力が充分であったのに対して、国家銀行、華商銀行のそれは未熟であったことを指摘する。

第三章では、1949年以後国内戦争に勝利した共産党政権が、旧中国の銀行を接收、改造し、また中国人民銀行、国家銀行を設立することによって、新中国の銀行制度を統制する過程を説明する。さらに、1953年から1957年までの第一次五ヵ年計画期の金融業務、1958年の毛沢東の“国民経済大躍進”期の金融動向と“文化大革命”期の金融秩序の混乱についてふれる。社会主義国家における銀行の貸出は、単に国家資

金を計画経済のルールに従って、国有企業に流すだけの意味を持つ。したがって、この時代には、銀行が本来持っていなければならない貸出審査能力が失われてしまう。

第四章では、改革開放政策以降の金融改革と金融制度近代化について考察する。ここでは、人民銀行の中央銀行専門化と商業銀行の近代化の過程が重要なテーマとなる。現在では、四大国有商業銀行をはじめ、商業銀行は形の上では、資本主義先進国の銀行と同様に預金、貸出業務を行っているが、いまだ国有企業向け貸出などが、国家指令に基づいたものになっている。これが四大国有商業銀行の不良債権問題の直接原因となる。

第五章では不良債権問題の発生原因や処理方法について述べる。ここでは、中国四大国有商業銀行の貸出審査能力の脆弱性と、社会主義計画経済から市場経済への移行期に起った不良債権問題発生との必然性が明確となる。

なお、本稿では、清朝以降今日までの銀行の貸出審査能力の有無を問題にしているが、「貸出審査能力」とは主として民間企業や個人向けの貸出において、借手の元本返済と金利支払い能力を格付けする能力を言っており、貸出が債務不履行となるケースが多発する場合には、当該銀行の貸出審査能力が弱いあるいは無いと判断できる。また、貸出審査には、借手の財務状況の分析など高度なノウハウを必要とし、これを身に付けるには長い時間を要するため、国民党政府時代の華商銀行のように、国債投資や国家への貸上げを主たる業務とする場合には、民間企業や個人向け貸出の経験が少なく、しかも担保依存度が高いため、「貸出審査能力」は乏しかったと判断せざるをえない。

第一章 先行文献

旧中国の銭荘、銀行制度については、いくつ

かの先行文献が存在する。陳捷『近代中国伝統金融史』（1998）は、上海銭荘の起源、営業の状況、手形交換所の運営、新式銀行との人的関係、資本関係を克明に描いている。そして、貸付において、無担保、無保証の態度を貫いたことを主張している。本論文はこのことより、上海銭荘の貸出審査能力が相当高かったと判断した。

また、国家銀行や、民間の華商銀行の活動については、呉承禧『支那銀行論』（1939）、宮下忠雄『支那銀行制度論』（1941）の2論文がある。前者は、新式銀行の歴史的発展を見た後、実務的な視点から、預金、資本金を含めた資金関係、貸付関係、投資関係を分析し、国家銀行と華商銀行の預金の中身は官僚、軍閥が多くを占めること、貸付においては政府諸機関向け貸出が大半を占め、工業向けは極めて少ないという歪な構造を持っていること、ただし貸付は担保付が原則であり、商品、工場、公債、土地などが担保として差し入れられていること、公債投資は収益性が高かったので積極的に展開したこと、などを結論として導き出している。本論文が見据えている貸出審査能力について、明確な言及はないが、資産運用に占める政府機関向け貸上げや公債投資のウエイトが高く、逆に工業向け貸出が少なかったこと、担保主義を採用していたことから、国家銀行や華商銀行の貸出審査能力は高くなかったと推測した。

後者の論文では、「第一部支那銀行業の発展」が本論文を推敲する場合の参考となった。第一部では「第一篇 清末、支那銀行業の勃興」「第二篇 北京政府時代、支那銀行業の発展」「第三篇 国民政府時代、支那銀行業の発展」と時代ごとに、銭荘、支那銀行業、外国銀行の興隆から衰退にいたる歴史を丹念に追っている。銀行関係のデータも豊富に揃えている。結論として支那銀行業は、40年の発展過程において商工業に確固たる基礎を有することができなかったこと、銭荘や外国銀行との対立の中で支那銀行業

が発展できたのは、政府の財政的需要が背景にあったことを指摘している。この論文も、銀行経営における体質の脆弱性、倒産件数の多さには言及はしているが、貸出審査能力の弱さについては明言していない。しかし、政府機関向け貸上げが多く、商工業貸出が相対的に少ないという支那銀行業の特徴から、貸出審査能力が弱かったことが類推できる。

金融制度研究会『中国の金融制度』（1960）は、旧中国における貨幣金融から社会主義への過渡期における貨幣金融までカバーした著作である。第一部「旧中国における貨幣金融」の第一章「旧中国における貨幣金融の特色」では、旧中国の金融制度の特色の分析を行なっている。そして、金融機関中外国銀行の地位が法外に高かったこと、国家銀行が複数中央銀行制の下で近代的中央銀行まで成熟していなかったこと、国家銀行が官僚資本の牙城として民営華商銀行と利を争い、人的、資金的にも後者を支配しようとしたこと、華商銀行が外国銀行の金融買弁として有力な一翼をなしたこと、を結論として打ち出しているが、あくまでも金融諸機関の間の位置関係の分析に始終しており、本論文が意図する諸金融機関の貸出審査能力の観点からの分析はない。第二章「国民党政権下の貨幣金融」では国民政府の貨幣金融政策や米国銀政策と中国銀恐慌、幣制改革などがメインテーマとなっており、金融機関の経営に関する分析はなく、本論文の参考にはならなかった。

第二部「社会主義への過渡期における貨幣金融」では、新中国がそれ以前の金融制度を社会主義的に改造するプロセスが第一次五ヵ年計画の時期にいたるまで詳細に述べられている。なかでも中国人民銀行を中核とした「現金管理」と民間金融業の社会主義的改造過程についての論述は克明であり、説得的であった。なお民間金融業の社会主義的改造過程については、徳永清行、三木毅『新中国の金融機構』（1958）にも

詳細な説明がある。

袁遠福『中国金融簡史』（2005）は、新中国が樹立されてから改革開放政策が実行されるまでの中国の金融の歴史を詳細に述べている中国語論文である。とくにこの時期は社会主義中国の時代であり、中国が西側諸国にたいして鎖国政策を採った時期でもあったので、資料も少なく、中国人である袁遠福のこの論文は貴重なものである。第一次五ヵ年計画、大躍進期、調整期、文化大革命期、改革開放期と続く銀行の金融業務の正常化と混乱の歴史については、大いに参考になった。またこの論文は銀行の審査能力についてまったく触れてはいないが、財政資金の配布窓口と化した新中国の銀行機能についての記述から、旧中国では若干は存在した貸出審査能力が消滅したことを確認できた。

次に中国の不良債権問題についての先行文献について述べる。柯隆『中国の不良債権問題』（2007）は、中国の国有銀行の不良債権問題の背景には、借手企業＝国有企業改革の遅れ、国有企業の債務返済意思の弱さ、国有企業を破綻させるより温存させる共産党政府の方針、不良債権問題はいずれ政府が処理してくれるという国有銀行の当事者意識のなさ、政府の支援を期待して不良債権を抱える銀行に対し取り付け騒ぎを起こさない預金者の態度、などがあると指摘する。まさに正鵠を得ている。ただし、不良債権問題は基本的には銀行の貸出審査能力のレベルアップによってしか片付かないという認識が欠けている。中国政府が今後不良債権問題を発生させないためには、国有銀行の高度な貸出審査力を背景に、国有企業の改革を迫るより方法がないはずである。

韓冰「中国における不良債権発生メカニズム」（2005）は、不良債権問題の背景には、国有企業の資金調達に占める借入比率の高さ、国有企業の利益悪化、国有企業の債務返済意識の低さ、1990年代前半の不動産ブームと不動産貸出

の急増などがあると指摘している。ここでも国有銀行の貸出審査力の弱さの認識はない。

尹文植「中国の国有商業銀行の課題と改革」(2004)は、国有銀行の不良債権問題は、経済体制の原因により制度構築が遅れたことによる漸進的経済改革のコストと認識している。そして、市場経済において、商業銀行が利益を追求する企業として活動できる基本的な制度的インフラが構築されるべきであると主張する。1つは財産権を保護する制度の確立、もう1つは、銀行のリスクマネジメントを支えるための融資比率規制、業務分野規制、大口融資規制、自己資本比率規制、情報開示規制、預金保険制度、リスク管理規制、会計基準の導入である。確かに前者は債権回収のためには欠かせないものである。しかし後者の形式的整備だけでは銀行の不良債権問題はなくなるまいであろう。基本的には貸出審査能力の向上と債権回収の法的整備が必要であり、これによって、国有企業改革と債務返済能力の向上を迫る以外には手がない。

第二章 1949年以前の旧中国金融機関の性格と特色

旧中国の金融業は新式機関と旧式機関に分けられる。旧式機関は中国特有の金融機関として発達してきた票号、銭荘などであり、新式機関は欧米から輸入された近代的な銀行である。旧

式機関は、いまだに中国における産業資本の発展が見られず、むしろ商業資本が勢力を持っていた時代に大きな力を有していた。新式機関は公営と民営に分類され、公営は国家銀行(中央及び特許銀行)と地方銀行(省市立銀行)であり、民営は個人によって出資された株式銀行、即ち華商銀行と外国銀行であった。

1. 旧式機関

1) 銭荘

(1) 銭荘の業務

旧式機関の代表として銭荘を採り上げよう。中国における銭荘の起源は定かではないが、上海銭荘は18世紀清朝乾隆年間頃から始まったと推定されている。特にアヘン戦争(1840～42年)後の上海港の開港によって、中国の対外貿易の中心が内陸から上海まで移動したので、上海は次第に中国の金融と商業の中心になってきた。これをきっかけとして上海銭荘は勢力を得、専門金融機関として定着した。

銭荘は全て民間出資で設立され、預金、貸付、手形取扱、送金等が主な業務であった。以下に、銭荘の業務を特色づける銭荘支払手形(荘票)あるいは為替手形(匯票)を利用した商取引の例を示すことにする。この手形は、外国貿易や国内商取引双方に用いられた。第1の例は、上海の綿花商が銭荘から約束手形を振り出してもらい、これによって、棉織工場等から棉布を買

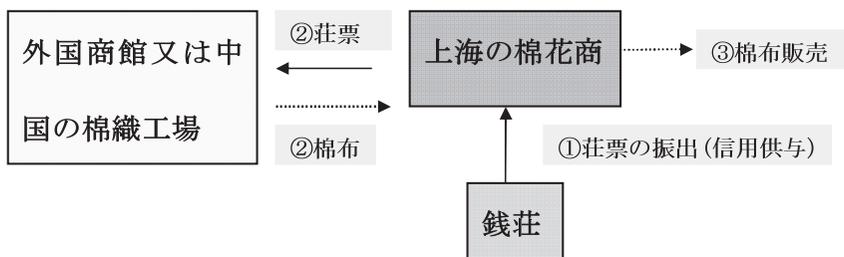


図 2-1 荘票の例

(出所) 吳承禧『支那銀行論』叢文閣, 1939年, P226～229より作成

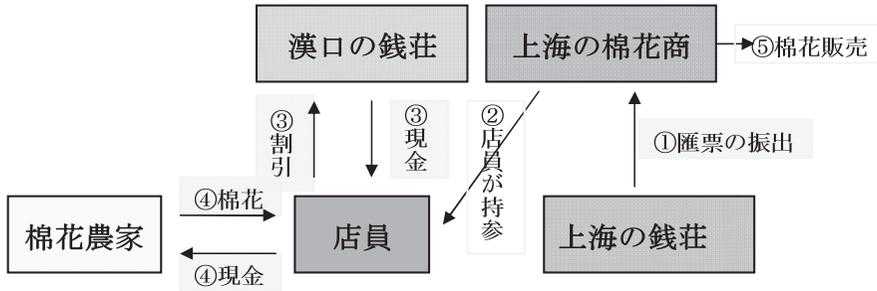


図 2-2 匯票の例

(出所) 図 2-1 と同じ

い付けるケースである。買い付けた商品は販売され、回収資金で錢莊の手形が決済される。第 2 の例は、上海の綿花商が、上海の錢莊より、上海向為替手形（匯票）を振り出してもらい、これを漢口に持参して、当地の錢莊や銀行に割引を受け、代わり金で綿花を買い付ける。錢莊等が割引いた手形は、上海に郵送し取立に出すか、上海で商品購入したい商人に売却する。

錢莊の業務は、工業が未発達な前資本主義的経済時代に、商業資本との繋がりで発展した。したがって、次のような経営上の特質を持っていた。即ち、産業が未発達であり、また交通が未成熟であるという事情を背景に、錢莊の業務地域は限定的であり、取引量も多くなかった。このような地域性から、顧客との人的関係は密接であり、与信も信用貸付が中心となった。そして錢莊の手形は当時の市場では使用度が高く、錢莊の主な収益源であった。錢莊の業務も、信用貸付あるいは自己振出手形の貸付が主体となっており、銀行の貸付審査という点では高い能力を持っていたと見ることができよう。

(2) 錢莊と国内銀行の繋がり

旧中国の華商銀行等の新式銀行の設立は錢莊と外国銀行より遅れた。錢莊の経営者はその経験と技術において、新式銀行より優れており、その結果、銀行は経営・管理人材を錢莊に依存することとなった。錢莊と国内銀行の人事関係

の繋がりによって、錢莊が国内銀行から融資を受けやすくなり、その勢力はさらに強くなった。人的関係以外にも、銀行は錢莊に手形交換業務を委任した。銀行の手形交換所設立は、1933 年初めであり、それまでは、銀行錢莊間、銀行相互間の手形交換は、錢莊を代理人とせざるを得なかった（銀行は錢莊に決済用の預金を保有した）。

錢莊が新式銀行より長い間優位に立っただけでなく、中国の産業がアヘン戦争以前には前資本主義的経済状態にあり、その後も、日清戦争（1894～95 年）とこれを契機とした帝国主義列強の中国侵略、半植民地化、辛亥革命（1911 年）とその後の軍閥混戦時代、「北伐」（1926～28 年）、国民政府の成立（南京政府、1928 年）などを背景にした国内の経済的混乱により、新式銀行の基盤となる産業が育たなかったことによる。錢莊は、商業資本の発展とともに伸びてきたため、その背景において優位さがあった。しかも、錢莊の信用供与方式は、時代背景にマッチした人的信用重視の貸付であり、逆に新式銀行の方式は時代に合わない物的担保主義であった。

新式銀行と錢莊はかならずしも対立関係にあったわけではなく、銀行は顧客を確保しているが資本金の弱い錢莊に対し転貸用の資金を貸付けていた。

錢莊は、世界恐慌、上海金融恐慌（1934 年）、

農村崩壊の波を受け、崩壊過程に入った。また、1945年に中日戦争が終わったが、中国の国内戦争が始まり、政治の不安定化によって経済と金融市場は混乱状態に陥った。多数の企業の倒産とインフレの加速で信用担保の銭荘は大きな打撃を受けた。これが銭荘衰退の主な原因であった。さらに1949年に新中国が設立された後、外国銀行、私営銀行とあわせて公営銀行に合併、接収され、漸次姿を消した。

銭荘を特徴づけたものは、信用貸出の手法であった。これは旧式機関にしては、現在でも通用する貸出審査の手法を持っていたことを意味する。今日にこのような成熟した貸出手法が伝えられていたならば、中国の銀行の近代化は進展していたに違いない。

2. 新式機関

1) 地方銀行

清末から南京の国民政府設立までの軍閥混戦時代において、多数の地方銀行が設立された。覇を争う諸軍閥は、一省、数省、数県に割拠して地方政権を樹立した。また、財産を肥やし、軍費を賄うために沢山の地方銀行を設立して発券を行った。これらの地方省市銀行は、各地方軍閥の窮乏した財政を補うために発券し、インフレを起こした。このように地方銀行は当時中国の正常な貨幣流通を妨げ、商品流通も阻害し、貨幣の混乱、不信を促進した。そして、軍費を賄うための発券がメインの業務であり、産業貸付などには注力しなかったため、金融機関としての機能は、上述の銭荘に遠く及ばない、近代性の乏しい機関であった⁽¹⁾。

2) 国家銀行

複数中央銀行制の旧中国においては、南京政府設立の「中央銀行」と、政府特許銀行である中国、交通銀行（幣制改革後に中国農民銀行が加わる）の3行が国家銀行として紙幣（銀行券）の発行を行った。但し、これらは、中央銀行としての発券機能と商業銀行機能を併せ持っていた。

中国銀行は清朝の大清銀行の後身であり、民国革命後、1913年の「中国銀行に関する法律」に基づき新政権の中央銀行として再発足した。しかし、南京政府成立以降、政府が「中央銀行」を設立し（1924年）、発券業務を集中しようとしたが、成功せず、中国銀行にも引き続き発券が許された。このようにして、当時の中国銀行は一般銀行業務、発券業務と政府、中央銀行の委託業務としての外債や在外資金の取り扱い、外国為替、国庫金業務などを営んだ⁽²⁾。

交通銀行は清朝郵伝部の支援により1907年に設立された銀行である。当初政府が交通銀行を設立した目的は、航路、鉄道、郵便、電信などの開発事業に関する募債、為替取扱、その他金融などのためであった。清朝政府が革命政府によって打破された後、交通銀行は一般業務の他、国庫金取扱、公債の経理、兌換券の発行も当時の革命政府に許されたので、金融的地位は中国銀行と同列に並んだ。また、革命政府から国民政府への政権交代後も、特許銀行として改組され、「中央銀行」設立にもかかわらず、発券業務も依然として許可された。こうして当時の交通銀行は、一般銀行業務、発券業務、政府、中央銀行の委託業務としての公債の発行と償還、交通事業の公金取扱い、国庫金業務などを営んだ⁽³⁾。

(1) 金融制度研究会『中国の金融制度』日本評論新社、1960年、p21参照。

(2) 注1に同じ、p22参照。

(3) 注1に同じ、p23参照。

このように、中国は、複数中央銀行の採用を余儀なくされたのである。なお、国家銀行の貸付は、後に示す表2-3の中国銀行貸付金内訳に見られるように、政府諸機関への貸上げが主体となっており、貸付審査力が必要な工業向け貸付のシェアは小さい。これから判断すると、国家銀行は、貸付機関としては、十分な審査能力を持っていなかったと思われる。

中央、中国、交通3行は当時の国民政府の国家資本を代表するものであった。特に中国、交通両行には民間資本も一部入っていたが、一般銀行業務において断然優位な立場にあった。

3) 華商銀行（新式民間銀行）

中国の民間の近代的銀行組織（華商銀行）の前身は清末の中国通商銀行（1896年設立）に初まった。以下、中国の華商銀行の特色をまとめてみよう。なお、上記国家銀行も、中央銀行と商業銀行と併営しているので、ここでは華商銀行

行として再び取り扱われている。

① 中国の銀行設立数は、1912年（民国元年）以前は殆どわずかであったが、それ以降で設立数が増加した時期は、欧州戦争以降北京政府時代の1918～24年（設立数57行）⁽⁴⁾であった。これは、産業の勃興を主たる背景としたものではなく、北京政府の公債乱発と巨額な借入需要に対応して利益を得ることを目的としたものであった（公債、政府借款の高利息、公債発行の際の額面割引、公債を準備金とする銀行券発行など利益を得る機会は多かった。公債、国庫証券発行額と銀行新設数の関係については表2-1参照）。このように、中国の華商銀行は産業資本に対する貸出が弱かった点が、第一の特色であった。なお、華商銀行の成長は、錢莊の衰退を契機としたものでもあった。錢莊は、錢莊のゴム証券投機と反落（ゴム恐慌1910年）、1911年の辛亥革命に伴う反政府運動などによる政府収入減少

表2-1 北京政府の公債発行と銀行新設対照表

（単位：元）

年次	銀行新設数	公債発行額	国庫証券発行額
1912	14	6,248,460	—
1913	2	6,842,200	—
1914	3	24,970,520	—
1915	7	25,834,155	—
1916	4	8,770,515	844,330
1917	10	10,516,790	180,000
1918	11	139,363,760	5,867,267
1919	15	28,358,700	3,490,298
1920	16	121,960,450	11,211,474
1921	29	115,362,248	22,892,400
1922	25	83,234,910	3,200,000
1923	25	5,000,000	8,483,750

（出所）宮下忠雄『支那銀行制度論』巖松堂書店、1941年、p77-78の表より一部抜粋

(4) 呉承禧『支那銀行論』叢文閣、1939年、p122各年次銀行設立数表を参照。

ならびに対銭莊政府預金, 官吏の預金の減少, 引出により多大な影響を受けた。

② 1925年から1927年にかけて, 銀行の設立数は急減した。これは, 北京政府の統制力の弱さや, 全国的な動乱, 国民党の北伐等政治的に不安定であったことが背景にある。しかし1928年に国民政府が南京に都を定めて以降, 再び設立数が増加した。即ち1928年から34年までの設立数は, 76行にのぼった⁽⁵⁾。1928～34年間の重要銀行(中央銀行と上海銀行業同業公会会員銀行)28行(全国銀行の総資産の3分の2を占める)のバランスシートから, 当時の新式銀行の特徴を探て見ると, 以下の通りである。

(イ) 表2-5に見られるように預金残高は, こ

の間2.4倍に増加しているが, これは蓄積資金の増加, 銀行の預金吸収ネットワークの拡大, 銭莊や外国銀行からの預け替え, 農林経済の崩壊に伴う資金の都市集中を原因とする。ちなみに表2-2に示した中国銀行の預金種類別割合によると, 機関預金は小さく, 団体及び個人預金が50%-60%を占め, 商工業預金がこれに次いでいる。

(ロ) 国家銀行の銀行兌換券発行残高も民衆の信認に伴い1.9倍に伸びている(表2-5)。

(ハ) 表2-4に見られるように貸付残高も2.1倍に増加しているが, 表2-3の中国銀行貸付の種類別割合に見られるように, 商業, 工業向け貸付よりも, 機関(政府機関)向け貸付が圧倒的なシェアを占めている。

表2-2 中国銀行預金種類別割合

(単位: %)

年次	機関預金	商工業預金	団体及び個人預金	合計
1930	9.89	54.23	35.88	100.00
1931	8.25	33.29	58.46	100.00
1932	4.46	33.86	61.68	100.00
1933	4.14	45.66	50.20	100.00
1934	5.78	31.34	62.88	100.00
1935	5.40	36.44	58.27	100.00

(出所) 宮下忠雄『支那銀行制度論』, p129

表2-3 中国銀行貸付金の各業者の占有率

(単位: %)

年次	商業	工業	農業	同業者	政府諸機関	交通	団体	個人	合計
1930	20.14	6.57	—	16.92	48.93	—	1.94	4.56	100.00
1931	21.79	10.14	—	15.02	47.19	—	1.34	3.41	100.00
1932	23.38	11.46	—	18.92	42.61	—	0.60	2.84	100.00
1933	27.02	12.08	4.81	6.56	43.90	1.41	0.73	2.52	100.00
1934	29.77	13.25	5.38	2.15	41.91	2.15	1.08	3.13	100.00

出所 吳承禧『支那銀行論』, p110-111

(5) 注4に同じ。

表2-4 支那重要銀行歴年資産総表（1928-1934年）

（単位：元）

年次 科目	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934
手許現金	122,657,074	139,531,805	156,480,337	194,280,724	253,351,671	305,137,855	281,110,201
各種貸付	1,056,358,175	1,221,940,222	1,420,540,837	1,603,905,114	1,661,910,732	2,023,179,926	2,253,966,384
有価証券	126,221,773	141,893,322	222,311,189	239,236,974	239,239,735	274,973,672	475,563,949
発行兌換券 準備金	308,818,375	350,236,497	412,968,588	393,367,870	430,482,554	494,064,265	578,857,192
額用兌換券 準備金	19,055,000	23,107,200	30,102,290	35,294,590	39,024,476	46,937,800	77,169,100
営業用土地 建物什器	36,725,826	42,780,808	51,856,512	57,413,084	60,564,590	70,142,630	84,755,800
其他資産	19,489,572	21,009,538	25,561,644	44,235,591	62,128,710	82,732,897	96,025,899
本年前期既 分配利益	1,368,124	1,606,106	1,507,396	1,648,208	1,470,549	1,540,405	1,641,798
本年純益	760,667	—	2,509,074	223,928	—	—	—
合計	1,691,454,586	1,942,105,489	2,323,837,867	2,569,606,083	2,748,173,017	3,298,709,444	3,849,090,323

（出所）宮下忠雄『支那銀行制度論』，p108

表2-5 支那重要銀行歴年負債総表

（単位：元）

年次 科目	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934
払込資本金	144,160,093	149,025,268	150,197,868	155,784,785	156,777,676	173,885,326	254,439,976
積立金及剰余金	41,650,457	40,944,695	47,792,925	47,347,456	51,876,210	60,844,452	57,167,496
各種預金	1,123,470,646	1,320,151,727	1,620,261,033	1,860,656,525	1,974,097,476	2,418,589,782	2,751,362,925
為替	20,108,860	19,508,701	22,399,289	26,217,792	21,290,781	14,340,731	31,502,499
発行兌換券	308,818,375	350,236,497	412,968,588	393,367,870	430,482,554	494,113,124	578,857,192
額用兌換券	22,040,000	25,797,000	35,651,600	43,771,900	46,597,800	54,367,800	78,431,100
其他負債	17,675,861	19,474,018	12,974,993	21,394,202	40,763,906	55,716,322	66,080,914
本年純益	13,530,294	18,967,392	21,591,571	21,065,553	26,286,614	26,811,907	31,248,221
合計	1,691,454,586	1,942,105,498	2,323,837,867	2,569,606,083	2,748,173,017	3,298,709,444	3,849,090,323

（出所）宮下忠雄『支那銀行制度論』，p109

(二) また、有価証券の残高が3.8倍と顕著に伸びているが（表2-4）、この大半は政府公債であり、(ハ)と併せて考えると、銀行の営業活動の基本は、①で見た1918～24年のパターンと変化がなく、政府に対する貸上げ、政府公債の引受、保有、政府公債の保証準備への充当を中心としていたことが分かる。また、

営業用土地建物什器の金額も伸びているが（表2-4）、この中に、銀行の土地投機があったことは、周知の通りである。

(ホ) 1934年における銀行の各省別分布では、江蘇75、浙江19、河北13と全体の63%を占め、都市集中がなされていることが分かる⁽⁶⁾。

③ 1935年頃から、中国銀行業の中でも、国民

(6) 呉承禧『支那銀行論』，叢文閣，1939年，p32-33参照。

政府の支援を受け、国家銀行（中央銀行、中国銀行、交通銀行、中国農民銀行）が民間銀行に対して圧倒的優位な地位を確保した。ちなみにこの4行の全国銀行に対する1936年の占有率は、払込資本金で36%、預金で59%、銀行兌換券で78%、純利益で44%、貸付で55%、資産総額で59%であった⁽⁷⁾。

- ④ 中国新式銀行の発展の全過程を通じて、銀行倒産数が極めて多かったことも注目すべきである。これは、中国の銀行の脆弱性を意味している（表2-6）。

以上、華商銀行の歴史的発展や銀行の財務内容を見てきたが、華商銀行の利益の源泉は、政府への貸上げ、公債の割引購入、売却利益などが中心であり（国家銀行の場合には発券一貸付など運用益も発生）、貸付審査能力を要する工業向け貸出は極めて少なかった。また存在しても土地などの物的担保貸出が主体であり、今日の中国の銀行へ継承されるべき貸出審査ノウハウもなかった。

3. 外国銀行

旧中国時代、外国銀行団は“金融覇王”と呼ばれた。外国銀行の中国での支店設立は、1848年におけるイギリスの東方銀行に始まるとされている。これは中国初の新式銀行の設立より50年も先行している。その後英系の有利銀行（1854年）、英系の麦加利銀行（1857年）、英系

の匯豊銀行（1867年）が続き、上海一市のみでも1873年以前には12行が存在した。しかし、中国において、外国銀行が列強諸国の政治的意図を汲んで活動したのは、日清戦争（1894～95年）以降であった。外国列強の中国侵略と共に外国銀行団は中国の経済と金融に侵入した。その外国銀行団のリーダーはそれぞれ、イギリスの匯豊（現在のHSBC）と麦加利銀行（The Chartered Bank of India, Australia, and China）、米国の花旗銀行（現在のCITY BANK）、日本の正金銀行、ドイツの徳華銀行、フランスの匯理銀行、オランダの荷蘭銀行、ベルギーの華北銀行であった。これらの銀行は預金、貸付、外国為替業務を営むだけでなく、中国国内での発券も行った。匯豊、花旗、匯理、正金の四大外銀と中央、中国、交通及び主な華商銀行29行の業務（1931年）を比較すると、前者は後者に対して払込資本金では約4倍、積立金では約5倍、預金残高では約3倍、紙幣発行ではほぼ同額、発行利益では2倍、資産総額では約3倍との規模を持っていた⁽⁸⁾。

当時中国が各外国の租界になるに伴い、外国銀行団は中国経済にたいする支配力を日々強めた。その支配力は、金融政策の決定、中国の行う外債発行の仲介、外国商館が行う貿易決済・為替取扱の独占、中国の外国借款時の関税担保預金の取扱、等に及び、きわめて強大であった。

以上述べたように、外国銀行の圧倒的な強さ

表2-6 歴年銀行倒閉数及びその割合

時期	設立数 (A)	倒閉数 (B)	(B)/(A)
1896-1911	17	10	58.8%
1912-1927	186	135	72.5%
1928-1937	137	31	22.7%

(出所) 宮下忠雄『支那銀行制度論』, p186の表より抜粋

(7) 宮下忠雄『支那銀行制度論』巖松堂書店、1941年、「全国銀行における政府銀行の地位」表を参照。

(8) 金融制度研究会『中国の金融制度』日本評論新社、1959、p27参照。

の下に、中国の華商銀行の成長が抑圧されてきたことも、中国の銀行の歴史にとって特徴的なことである。

しかしながら、第一次世界大戦を機に、力をつけた中国の資本家層が、経済に対する外国勢力を排除する意向を見せたことや、中国国内銀行の成長があり、外国銀行は相対的に次第に勢力を落としていくことになった。例えば、ゴム恐慌を契機に、外国銀行は、銭荘に対するチョップ・ローン（短期ローン）を停止したが、これに代わって、国内銀行がこれを肩代わりして、銭荘に対する影響力を強めた。また、先に述べた外債支払いの担保となっていた関税の外国銀行への預金が、国民政府時代に入り中央銀行が設立された後、同行に回収保管された。

このように外国銀行の中国金融市場における地位は低下しつつあったが、最終的な地位の喪失は新中国の成立以降となる。

4. 結語

以上述べた旧中国の金融機関を見ると、非生産的分野への一辺倒の投資が当時の金融業の一つの特徴であった。即ち、金融機関の資本投下の対象は産業ではなく政府の公債、商業、土地などであった。また、各地方銀行は紙幣を濫発し、市場の貨幣と商品の流通を混乱させた。さらに、外国銀行の侵入により金融政策、発券などの主導権が握られ、当時の国民政府の権力は弱かった。しかしその後国民政府は一連の貨幣改革や金融措置の実施によって金融の主導権を取り戻し、政権を固めた。

しかしながら、1949年国民党は共産党との8年間の内戦に敗れ、台湾に逃げて、独自の政権を樹立した。

ここで後段の新中国の中央銀行と比較する意味で、旧中国の中央銀行制度について、ふれておきたい。呉承禧『支那銀行論』⁽⁹⁾によれば、中国の「中央銀行」は、①歴史が短く、②資力が薄弱であり、③国庫金の保管について独占権を持たず、④紙幣の発行も「中央銀行」に統一されていない。また、⑤手形割引操作や公開市場操作もできていない。さらに、各銀行の準備預金も中央銀行に集中されず、手形交換の決済も中央銀行では出来ない。このように、中央銀行は十分に機能していなかった。このことがまた、華商銀行の十分な発達を阻害したのである。

最後に、銀行の貸出審査能力の観点から、各銀行の特徴をまとめておくと、銭荘には信用貸付の高度な能力があったが、地方銀行は近代性の乏しい銀行でそのような能力は欠落していた。また、国家銀行や華商銀行は、政府への貸上げや公債の引き受け、売買が業務の中心であり、産業向け貸出のノウハウに乏しく、貸出審査能力の点では未成熟であった。

第三章 改革開放前までの新中国の金融システム改革⁽¹⁰⁾

1949年、内戦の勝利に伴い共産党政府が中華人民共和国を建国した。共産党政府は国民党統制期の封建資本主義国家としての中国と明らかに異なる“社会主義新中国”の建設を目指した。しかしながら、商業、工業を発展させ、国民経済を回復させるために巨額の資金が必要であった。共産党政府が設立した中国人民銀行は当初資金力も経営力も当時の国民党の中央銀行、地方銀行、華商銀行、外国銀行等には匹敵できなかった。したがって、共産党政府にとって金融

(9) 呉承禧『支那銀行論』、叢文閣、1939年、p249-253参照。

(10) 第三章において、特に脚注が無い場合は、袁遠福『中国金融簡史』中国金融出版社、2005年、p208～239の記載を参考とした。

業の改造、新中国の金融体系の建設、とりわけ金融機関に対する支配権の国家集中は最も重要であった。

1 新中国金融体系の形成

1) 官僚資本の接収と改組

(1) 国民党政府時代の中央銀行と地方銀行

共産党政府が中国人民政治協商会議で合議した《共同原則》に従って、銀行の官僚資本を全部没収して、国家所有とした。即ち国民党政府時代の中央銀行と省、市、県の地方銀行その他の官僚資本銀行を全部、没収あるいは接収したのである。

(2) 中国銀行

また、中国銀行も人民政府が1949年6月に全機構を接収したが、業務は、従来通り続けられた。共産党政府が接収した後、中国銀行の非流通株（官株）を没収し、流通株（私株）を保留させたため、中国銀行は公私合営銀行となった。そして、取締役員会（董事会）は更迭され、政府所有株式の代表者が多数送り込まれ、政府管理となった。また、中国銀行は為替業務の専門銀行に変換させられた。1949年12月、中国銀行の本行は上海から北京へ移された。

中国銀行は中国人民銀行の委託範囲において外国為替業務を処理するが、独自の立場で処理することはできず、外国為替の統制は中国人民銀行の権限であった。

(3) 交通銀行

中国銀行と同様に、人民政府に接収された後、交通銀行も非流通株（官株）を没収され、流通株（私株）を民間資本が所有することが認められた。取締役員会（董事会）は更迭され、政府所有株式の代表者が送り込まれ、政府管理となったが、職員は全部留任した。接収された後の交通銀行は改組され、基本建設投資業務、公私合営企業への投資の管理を行った。1950年1月、交通本行は上海から北京へ移された。

1954年10月、中国人民建設銀行が設立された後、交通銀行の基本建設事業への投資及び監督に関する業務は中国人民建設銀行に引継がれ、交通銀行は、公私合営企業への長期信用業務の処理のみを扱うこととなった。

(4) その他の金融機関

中国農民銀行、中央合作金庫、郵政貯金局、中央信託局などは接収後業務を停止させられ、中国人民銀行に編入された。

新華信託貯蓄銀行、中国実業銀行、四明商業貯蓄銀行、中国通商銀行など国民党官僚と民間共同経営の銀行については共産党政府が接収後非流通株を没収し、取締役員会を更迭、そして公私合営として営業が再開された。

国民党官僚資本銀行を接収し公私合営銀行を監督すると同時に、人民政府は中国にある外資銀行の特権を取り締まった。経営を続けたい外資銀行の業務は全て中国政府の法律、規定と政府の管理に従わなければならなくなった。中国銀行の為替業務は人民政府に指定された信用度良好な外資銀行に代行させたが、業務と経営上は中国銀行の監督と指導に従うことになった。この政策で各外資銀行の営業利益はほとんどなくなり、1950年には米チェース銀行とナショナルシティ銀行、1952年には英香港上海銀行が閉店するに至った。

2) 私営金融業を社会的に改造する

共産党政府が制定した《共同綱領》は“必要と可能な時に個人資本を国家資本に変更させるべき”と規定した。中華人民共和国が成立した後、共産党政府は私営工商業より私営金融業を先に社会的に改造することを決定した。1952年12月まで中国の私営金融業が全面的に社会主義的に改造された。その改造の過程は以下の三段階であった。

第一段階 私営銀行の業務を指導する

私営銀行に大量の資金があったのに工業企業

への貸付が少なかったため、1949年8月と9月の間に以下の措置で中国人民銀行が私営銀行の資金を運用させた。

- ① 1949年12月中国人民銀行が上海市公私合営金融聯合貸付処（人民銀行、中国銀行、交通銀行を中心に銀行、錢莊、信託公司等合計165軒が参加）を設立し、多額、長期、低金利の貸付金を工業企業に提供させた。その後、他の都市も同じ組織を作らせて、私営銀行の資金を積極かつ強引に運用させた。
- ② 金利委員会を設置し、金利を下げさせた。大都市が解放された初期の金利は国家が定めた内部金利と私営銀行の金利2種類があった。1949年9月に中国人民銀行が全国一部の都市に金利委員会を設置し、中国人民銀行が金利を定め、金利変動の主導権を握った。

第二段階 連合経営と連合管理

戦時インフレーションを背景に拡大路線を採用した多くの銀錢（銀行と錢莊）業は、証券投機や金銀投機等に傾注し、放漫経営を行ったが、1950年3月の「統一国家財政經濟工作」の実施によるインフレーション終息とそれにつづくデフレーションに伴って経営破綻した。こうして、1950年6月頃までには、投機を主体とした不健全な銀錢業は淘汰され、残った健全なものを、第一段階として、連合（放款）銀团或は連結経営（連営）という形で社会主義的改造を推進した。連営は、分散した資金を結集し重点的投資を行う共同貸付の団体である連合銀团より合同に近づいた提携で、貸出以外に業務全般にわたり連携した。1950年7月中に4連営集団が組織されたが、しかし、これら参加銀錢業の経営のベースは、独立経営であり、その点では私営企業の枠を出てはいない。

1950年8月の全国金融業連席会議で、国家銀行が私営金融業を指導、監督し、「金融を安定し、

生産を發展させる」任務を果たすべきことが確認された。そして、再編成の第二段階として中小銀錢業の合併と大銀行の公私合営化が決定された。この決定にもとづき、金城、上海商業貯蓄、浙江興業等の銀行⁽¹¹⁾が公私合営銀行となり、1951年6月までには主要な銀行は全て公私合営銀行となった。その手法は、中国銀行や交通銀行の公私合営化と同様であり、官僚資本株の国家による没収（公股）と、中国人民銀行からの公股代表者任命であった。

第一段階で成立した連営集団は、この段階で、地域全部の銀錢業が一つの公私合営企業になる、公私合営銀錢業の連合董事会および連合総管理処へと、社会主義的改造が進められていく。即ち、公私合営銀錢業の集中化と一元化が進展する。

連合董事会及び連合総管理処によって、①管理の集中、業務の統轄、分支行の重複回避、人事の整理が行われ、②各行の法的地位は保持させるが、各行の総行と分支行は総管理処が直接指導管理する。また、③各行預金・貸付・内外為替などの業務資産及び負債は、全て総管理処が集中経営し、生じた利益は一定比率で分配される。

なお、連合董事会は、各行から3-7人の董事を派遣して構成される、連営の最高意思決定機関である。

具体的には、1951年7月までに3つの総管理機構（公私合営連合董事会及び連合総管理処）が組織された。

3つの総管理機構は、以下のとおりである。

（ ）内は成立年月。

- ① 新華、新華信託商業貯蓄・四明・中国実業・中国通商・建業、浙江興業、国華・和成、中国企業、浙江第一（旧浙興実業）等12行（1951年5月）、…国民党時代の華東財閥系が多い。

(11) 上海商業儲蓄・浙江興業・金城・大陸・中南・国華・中国実業・四明等13行。

② 塩業・金城・中南・大陸・連合（1951年9月の5行…国民党時代の華北財閥系が中心。

③ 上海商業儲蓄銀行（1951年7月）

これにより、大銀行は殆ど総管理機構に統合された。その後少し遅れて、銀行、錢莊、信託会社が参加した2つの総管理機構が成立した。

1952年11月末に至り、中国人民銀行の勧告により、5つの総管理機構が合併された。そして、12月に中国人民銀行の指導と監督を受ける単一の公私合営銀行連合管理機構を設立、これにより、私営の銀錢業は完全に消滅することになった。以後、中国の銀行システムは、国家銀行と公私合営銀行の2つに統合され、全金融業の国家集中の形態が整った。中国は、この時期を社会主義への過渡期とし、金融機関の社会化を優先的に実施し、これをテコに他の一般商工業の全面的共営化、社会化を行う体制を整えたのである。

1953年以後の新中国の金融機関の体系は、接収、改組などの結果、図3-1のようになった。中国人民銀行は、中央人民政府国務院の一行政機関であり、財務委員会の指導下にある。

2 新中国の金融システムの特徴

ここでは、新中国の金融システムの骨格を成す、主要な金融機関の概要と特徴について説明したい。

個々の銀行について説明する前に確認しておく必要があることは、新中国は社会主義国であり、国家計画により運営される国であるということである。したがって、銀行の性格も、国家が計画に従って国有企業やプロジェクトに資金を配分するための仲介機関に変容する。それは、形式的に貸付という形をとったとしても同様である。もはや、銀行が自らの責任で貸出審査を遂行し、与信を実施する世界ではないので

ある。

1) 中国人民銀行

中国の金融制度の中核は、中国人民銀行である。同行は人民幣の発券などの中央銀行機能と、中国でただ一つの商業銀行業務を行うモノバンクである。中国人民銀行は、革命末期の1948年12月に設立され、1949年10月に中華人民共和国が設立すると共に、正式に国家銀行となった。革命前から中央銀行機能を有していた中央銀行や交通銀行は排除された。1952年末現在の中国人民銀行の分、支店は1万1089であり、正に巨大銀行である。又、全国の金融業中に占める比率は、店舗数で97%、保有資金及び貸出金額で約99%という、絶対的な位置を占める⁽¹²⁾。

なお中国人民銀行は、中国の「現金管理」政策の中核にある。1950年4月国務院が《国家機関の現金管理規定》を發布した。この規定によって国营会社、国家機関、軍隊及び合作社の現金は許可される一定額以外は全て中国人民銀行に預け入れなければならなくなった。民間銀行への預金は禁止される。各公営企業、機関、部隊、合作社間の取引は、振替小切手を使用し、中国人民銀行を通して振替える。ただし給料の支払い、農村からの食品買付及び都市における小額の現金支払いは認められた。この規定の發布からまもなく中国人民銀行が公営企業、軍隊、政府機関、合作社に分散していた現金を集中した。これによって、中国人民銀行の貸付能力は大幅に向上した。「現金管理」の目的を達成した後、中国はこれをベースに、上記機関の間の掛売、資金の貸借を禁止し、短期信用を中国人民銀行に集中させることとした「貨幣管理」へ歩を進めている。

(12) 数字は金融制度研究会『中国の金融制度』日本評論新社、1959、p190。

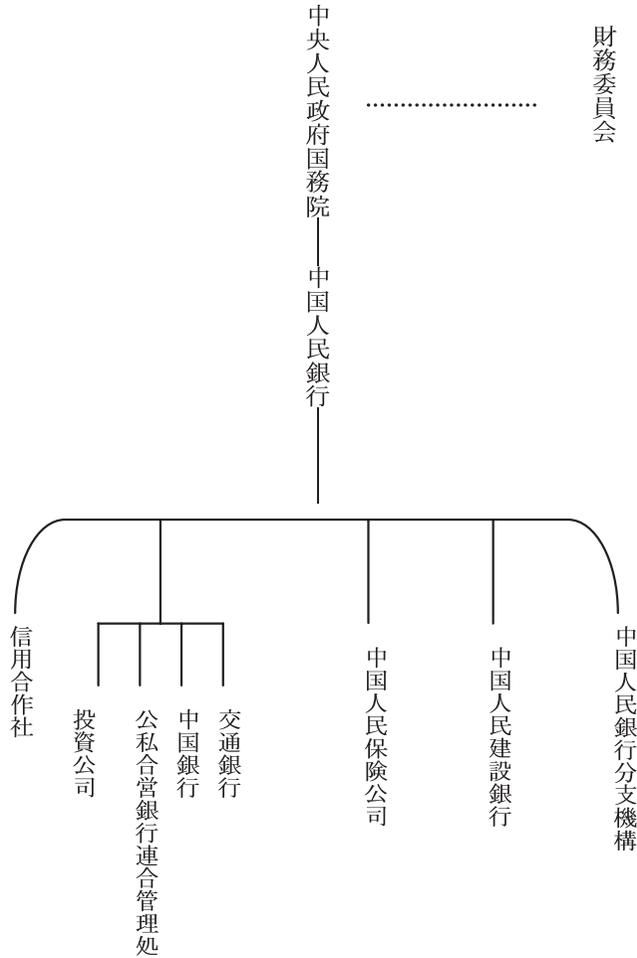


図 3-1 新中国金融機構の体系

(出所) 徳永清行, 三木毅『新中国の金融機構』有斐閣, 1958年, p15

2) 中国人民建設銀行

中国人民建設銀行は、1954年10月に設立された国営銀行である。財政部に直属し、国家が国営鉱工業、交通事業、水利事業など基本建設に対して行う無償の長期投資を代行し、その資金の使用を監督する。そして、その業務は、「国家予算が基本建設のため支出する資金を預かり、又各種国営企業・国家機関が独自で蓄積した基本建設資金を集中して、国家の承認した計

画・予算・監督のもとに支出する」⁽¹³⁾ ことである。

3) 交通銀行

交通銀行は1908年に創立され、国民党政府時代には発券銀行として機能したが、先述のとおり革命後公私合営銀行となり、一時期国家予算で賄われるプロジェクト建設に無償で資金交付していたが、1954年の中国人民建設銀行の設

(13) 金融制度研究会『中国の金融制度』日本評論新社, 1959, p265。

立に伴い、この業務は同銀行に移管され、その後の役割は、公私合営企業への長期信用業務の処理となった。

4) 中国銀行

中国銀行は、1911年に創立され、国民党政府時代には交通銀行と同様発券銀行として機能したが、革命後公私合営銀行に改組され、外国為替専門銀行として業務展開している。但し、外国為替コントロールは中国人民銀行の権限であり、中国銀行の業務から排除されている。

5) その他の金融機関

農業分野では、1951年に国営銀行として中国農民合作銀行が設立され、その傘下に共同組合農場などを直接的な取引相手とする農村信用合作社が設けられた(1953年)。その後、1955年には中国農民合作銀行が中国農業銀行に改組された。しかし、中国農業銀行は、中国人民銀行との業務調整が容易でないとの理由で、1957年に人民銀行に合併された。

6) 預金・貸出金利について

新中国における利子に対する考え方は次のようである。「国家銀行に集中された資金は、貸付資本でなく、国家の予算資金であり……(中略)……。国家銀行は、貸付資本のプローカーではなく、国家が計画的に資金を分配するための機関である。銀行が受取る利子についていえば、それは借り入れ資金を暫時使用することに対して企業が支払う純収入の一部分である。銀行が支払う利子についていえば、それは遊休資金を銀行に預け入れてくれた企業に対する一種の報酬である。一般貯金に対する利子は一種の物質的奨励である」⁽¹⁴⁾。

新中国では、利子が自律的に決定される金融市場は存在せず、あくまでも、国家により人為的に決定されるものとなっている。利子は、国家が資金を吸収する手段であり、また、社会主義工業化を推進するために一定金利を前提とした独立採算制を守らせることによって企業体質を強化させる手段となっている。

ちなみに、新中国成立当時は、インフレがひどく、貸付金利が月利69%に達したが、その後人民銀行は引き下げに成功し、1959年1月には、月利0.6%となった。預金金利は、同年同月の一年以上の定期預金(一般預金)で月利0.4%となっている⁽¹⁵⁾。

3. 新中国成立から改革開放直前までの金融業務

1) 第一次五ヵ年計画期の金融

1949～52年の間に、中国人民銀行、中国人民建設銀行などの国家銀行の体系が一応樹立され、他方では私営銀錢業の社会主義的改造による国家銀行体系への再編成が行われたが、この金融制度が第一次五ヵ年計画において大きな力を発揮した。

中国は1953年～1957年間の第一次五ヵ年計画(一五)を策定し、大規模経済建設を始めた。

“一五”の間に銀行が国営工業を発展させるために積極的に資金を貸出した。そして5年間で銀行工業貸付金額がその前より2.3倍も増加した。特に重工業向けの貸付は工業貸付総額の44%～60%を占めていた。5年間で中国工業生産額が1.3倍、重工業生産額が2.1倍増加した。また、この時期の経済成長率(実質国民収入成長率)は、年率8%と高かった。

“一五”期間において、中国政府は大規模の経済建設を推進しながら、集中統一的な計画経済

(14) 注13に同じ、p291、下線は筆者。

(15) 注13に同じ、p292-294の第7、8表を参照。

管理体制を構築した。その計画経済体制を支援するために中国金融界も集中統一的な金融体制を確立していった。

例えば、1955年2月に、全国14都市の公私合営銀行を、各地の中国人民銀行の貯蓄部門に合併させ、工商業貸付業務を人民銀行に移管、為替業務は中国銀行に移管した。また、翌年7月公私合営銀行総管理処が中国人民銀行総社の個人業務管理局に併合され、公私合営銀行は完全に中国人民銀行の体系に取り入れられた。さらに、1957年4月に中国農業銀行が中国人民銀行に合併された。その代わりに中国人民銀行は農村金融管理局を設立した。この一連の措置によって、中国人民銀行は貨幣、金融の管理と都市農村の金融業務を統一経営する銀行になった。

2) “大躍進”期と経済調整期の金融

1957年に始めての5ヵ年計画を完成した後、中国の経済は完全に社会主義経済に転換された。共産党政府はこの勢いを受けて、1958年の毛沢東の“国民経済大躍進”政策に従って工業と農業の生産力を加速させた。しかしながら、基本的に経済原則を無視したこの大衆運動は失敗し、1960年から連続3年マイナス成長となった。また、この“大躍進”運動によって金融規律が失われ、最終的に国民経済は窮地に陥った。

(1) “大躍進”期の金融

1958年に中国人民銀行が内部会議で“大躍進”という目標に従い、企業の生産と流通の拡大を支援するために、資金を充分に供給することを各銀行に指示した。この指導により金融管理がなおざりにされ、資金供給が大盤振舞いの状態となり、貸付が抑制されず金融業務が混乱に陥った。

1958年の国家経済管理体制の改革にしたがって、中央財政預金と中央企業向け貸付は中国人民銀行が担当し、他の企業の預金と貸付金

の管理権は全て地方政府に委ねられた。即ち新中国の設立から“一五”まで構築された国家財政の収支をバランスさせるという貸付の原則が廃棄された。地方政府の管理となった預金と貸付は、従来は銀行により計画に従って管理されていたが、1958年以降は企業が計画を申請さえすれば自由に借り入れできることになった。その結果、多くの貸付金は別の用途に使用され、預金金額も粉飾された。結果的に、貸付収支のバランスが崩れたために大量の貨幣が発行され、結局インフレを惹き起こした。

(2) 経済調整期の金融

“大躍進”期で混乱した金融業務を調整するために、1960年12月に政務院が銀行資金を集中管理する政令を発表した。まず、銀行の貸付の決定権が中央政府に戻され、各中央局、省、区の銀行支店が決定に従うのみとなった。また、中国人民銀行が貸出す流動資金が基本建設に使用されること、貸付金が企業の生産支出以外の財政支出に使用されることが禁止された。

1962年3月、国務院が様々な経済問題を徹底的に解決するために《銀行業務を統一、貨幣の発行を厳しく抑制する決定》(略称《銀行業務6条》)を發布した。これによって、現金の管理が強められ、全ての機関、団体、企業、学校などは定められた現金を全て銀行に入金しなければならなくなり、大きい額の取引は銀行の振替で決済し、大きい額の現金支払いは禁止され、買掛と売掛も禁止された。

以上見たように1963～65年の3年間の調整によって、経済が大きく変化した。工業生産力が大幅に上昇し、農業生産も回復した。財政収入と国民の収入が増加し、生活水準が上昇した。この時期の経済成長率は年平均14.7%と高率であった。

“大躍進”期には盲目的発展によって貸付収支のバランスが崩れ、インフレが惹き起こされたが、結局共産党政府がその盲目さに気づき、

また軌道を修正した。

3) “文化大革命”期の金融

1966年、毛沢東の提唱により“文化大革命”が開始された。この運動は現実には中央政府の権力闘争であった。しかしながら、“文化大革命”運動は政治だけに止まることがなく、広く社会や文化一般にも批判の矛先が向けられ、反革命派とされた文化人をつるし上げたり、反動的とされた文物が破壊されたりした。勿論、銀行の金融業務も“資本主義的”と批判されて、金融市場が混乱状態に陥った。

“文化大革命”中、預金、華僑外資などの預金受取利息が“労せずして手に入る金”と批判された。さらに貯蓄をする人に圧力をかけるために、一部の銀行の支店に“有利息預金”と“無利息預金”の窓口が設置された。さらに当時各地の“運動政権”が批判対象とした人々の銀行預金通帳を没収し、預金を凍結あるいは不正に引出すことによって銀行の信用が失われ、国民の貯金意欲も低下した。

“文化大革命”中無政府主義が流行し、預金者以外が普段の手続きに従わないで不正に預金を下ろし、銀行の金庫と銃器弾薬倉庫が略奪され、銀行員が殴られるなど銀行の業務が妨げられる事件が相次いで発生していたので、銀行が正常通りに営業することができなかった。

銀行の管理層も大きな影響を受けた。大勢の管理者が当時の“幹部労働学校”という所に流刑された。銀行の各支店の設置が各省、市、自治区によって決定され、また、それは地方財政部門、税収部門、工商行政管理部門にコントロールされた。このことによって、銀行の全国集中統一システムが壊され、金融政策の執行も困難となり、結局銀行の貸付金が定められた用途以外に自由に使われた。以上のように、この期間に銀行組織が弱体化し、銀行の地位が著しく低下してしまった。

文化大革命により経済成長率は、67年、68年と2年続けてマイナス成長となったが、その後70年代初めの周恩来主導の下で経済が一時的に安定したかと思うと、70年代半ばの四人組台頭による文化路線の復活で経済が再度低迷するなど、不安定な経済情勢を繰り返した。金融システムもこの動きにつれて正常化と混乱を経験した。

文化大革命は国内の権力闘争や内乱状態を引き起こしたが、最終的に1976年の毛沢東死去で終結した。その後は一旦華国鋒が後を継いたが、1978年に鄧小平が政権を握って、改革開放政策を採用し、近代化を進めた。そして中国経済は離陸を始めた。

4. 結語

以上、新中国成立から改革開放直前までの金融業務を見てきたが、以下に社会主義経済下の中国の金融システムの特徴をまとめてみよう。

- ① 中核機関である中国人民銀行や中国人民建設銀行に見られるように、中国の銀行は自己の責任で預金を集め貸出を行うという資本主義的な機能を放棄して、国家の財政資金を、国家の生産・販売計画通りに企業に融通する、いわばトンネルのような機能を持つにいたる。したがって、銀行にとって必須の貸出審査能力を全く失ってしまった。
- ② 旧中国における中国の銀行制度は多数銀行制度であったが、新中国ではこの銀行制度は解体され、中国人民銀行、中国人民建設銀行を中心とした少数行からなる国有銀行制度となった。
- ③ 新中国では、唯一の発券機能を持つ中央銀行でありながら、国内すべての短期与信を行う（商業銀行機能を持つ）中国人民銀行が設立された。すなわち、モノバンク制度を採用したのである。したがって、銀行間の資金取引を行う金融市場は育たなかった。

④ 計画経済下の銀行が安定した役割を果たしたかという点も必ずしもそうではなく、大躍進期や文革期の中国人民銀行の業務に見られるように、しばしば政治に翻弄される局面も見られた。もちろん、中国では先進国で堅持されている中央銀行の政治からの中立性はない。

第四章 改革開放下の金融制度

1978年に“文化大革命”が終わると伴に、中央政府が経済体制の改革方針を決定した。そして中国の改革開放の時代が始まった。

1. 金融改革の推進

経済面においては、新中国開始以来の対西側諸国鎖国政策を改め、対外経済開放政策へ転換した。そして、1980年4月にIMF、5月には世界銀行に加盟し、多くの援助プロジェクトを受け入れた。また、外資との合弁事業により、資金や技術導入を図った。

さらに、1986年ごろから、国有企業の所有と経営を分離することを目的とした請負経営責任性が導入され、企業が利潤の内部留保、生産量の決定、従業員の賃金決定などの領域で、経営自主権を拡大することになった。また、原材料、設備、資金などの資源の計画的配分制度外の企業の設立が認められ、郷鎮企業や個人企業などが発展した。

このような経済自由化とともに、金融改革を促進したのが、個人所得の上昇であった。計画経済期においては、企業の利潤など国のすべての資金は政府に集中され、ほかの資金余剰主体は存在しなかったが、改革開放政策が進展するに伴い、1980年代後半には政府は投資超過となり、代わって、家計が貯蓄超過部門となった（企

業は投資超過部門）。このような状況では、貯蓄超過部門の資金を、投資超過部門に移転させる金融仲介機能（特に商業銀行機能）が必要となる。

このような事情を背景に、次のような金融改革が実施されることになる。

第一次金融改革（1978～84年）：モノバンク制を転換し、中国農業銀行、中国人民建設銀行を復活（中国銀行と併せて国家專業銀行と称した）。

第二次金融改革（1984～94年）：中国人民銀行を中央銀行業務に特化させ、商業銀行業務を新設の中国工商銀行に移管。国有以外の商業銀行の設立を認可。

第三次金融改革（1994年以降）：中央銀行機能の強化（預金準備率操作、公定歩合操作、公開市場操作を強化）。上記国家專業銀行を政府から自立した商業銀行へ転換。政策金融機関3行を設立。

2. 中央銀行にリードされる金融組織体系の樹立⁽¹⁶⁾

1) 中国人民銀行の中央銀行としての地位の確立

中国人民銀行は設立されて以来中央銀行と商業銀行の両方の役割を果たしてきた。しかし、経済金融体制改革後、経済発展に伴い国有專業銀行と非銀行金融機構が相次ぎ設立されたので、中国人民銀行が一国の金融管理と商業銀行業務の双方を推進することは困難であった。したがって、1983年9月政務院が《中国人民銀行が中央銀行の職権を行使する決定》を發布し、中国人民銀行が正式に中央銀行に転換された。これにより、各專業銀行と他の金融機構が中国人民銀行の所属ではないけれども、業務上は中国人民銀行にリード、管理、監督されることに

(16) 2節は袁遠福『中国金融簡史』中国金融出版社、2005年、p241～268の記載を参考とした。

なった。

2) 国有專業銀行の復活と新設

經濟の發展と經濟体制改革のために、1979年から国有專業銀行を相次ぎ復活させ、また、新設した。

(1) 中国農業銀行

1979年2月、政務院が中国農業銀行を復活(1957年7月に政府指令により業務停止)させることを決定した。農業資金の管理、農村貸付業務を行い、農村信用合作社をリードし、農村金融事業を發展させることが農業銀行の主な役割であった。同年3月、中国農業銀行の総行が正式に営業を始め、その後各支店も相次ぎ設立された。1995年農業銀行が行っていた政策金融業務を分離し、農業發展銀行が新設された。そして農業銀行は国有商業銀行となった。

(2) 中国銀行

1979年3月、政務院が中国銀行を中国人民銀行から分離することを決定した。従来の中国銀行総管理処が中国銀行の総行になった。中国銀行は中央政府に所属するが、一般企業として独立経営する。1982年に中国銀行が国家の外為専門銀行に転換した。その後1995年に国有商業銀行に転換。

(3) 中国投資銀行

中国投資銀行が1981年12月に設立された。法定資本金は40億元であった。主な業務は世界銀行やアジア開発銀行など国際金融機関からの中長期資金受け入れること。また、それを原資にして国内建設に対する投融资を行う。1998年12月に政務院の指示で中国光大銀行に合併された。

(4) 中国人民建設銀行

中国人民建設銀行は1954年の設立以来ずっと財政部に所属していたが、1958年に事実上廃業させられていた。1979年8月に復活し、11月から、大中小規模の設備投資資金について、

従来の無償の財政資金供与方式を改め、有償返済期限付きの貸出を行った。1996年3月に中国人民建設銀行は中国建設銀行に改名され、国有商業銀行に転換した。

以上の4つの專業銀行の復活以外に、中国工商銀行が新設された。

(5) 中国工商銀行

1983年9月、國務院が中国人民銀行の組織の中で商業銀行業務を行っていた「工商信貸局」を同行から独立させ、商業銀行として設立することを決定した。これが中国工商銀行であった。1984年1月中国工商銀行が業務を開始した。同行は、中国人民銀行直属の下部機関であり、企業に対し、運転資金や一部設備資金貸出を行う。また、個人、企業から預金を受け入れ、企業間の振替決済業務を遂行する。

3) 株式制商業銀行の設立

中国は従来の方針を転換して、「株式制」の商業銀行設立を認可した。

① 交通銀行

1958年に交通銀行は財政部に合併された。営業業務はずっと交通銀行の名義で行っていたが、実際の銀行内部の方針の決定、重要な問題の解決などは全て財政部の名義で行っていた。經濟と經濟体制改革に伴い、1986年7月、政務院が《交通銀行を復活するに関する通知》を發布し、交通銀行の再生を決意した。《通知》によると、交通銀行は他の專業銀行と同様に政務院に所属する銀行であり、経営上は、独立経営、独立決算、損益は全て自己責任と規定された。再生した時点の資本金は20億元であって、その中の10億元は中国人民銀行が出資した(株式取得)。残りは全て各地方政府や企業などが出資した。1987年4月、交通銀行が正式に営業を始め、総管理処も北京から上海へ移転した。交通銀行は国有の株式制総合銀行であり、再生後都市と農村の金融業務、預金、貸付、為替な

どの銀行業務から信託、保険、有価証券の販売など非銀行業務まで幅広く遂行した。国有銀行が株式制銀行に転換した成功例であると見られ、銀行の体制改革の良い見本となった。以下、現行の主な株式制商業銀行名を記す。

- ② 中信実業銀行 1987年2月設立、中国国際信託投資会社傘下の株式商業銀行
- ③ 招商銀行 1987年設立
- ④ 中国光大銀行 1992年設立
- ⑤ 華夏銀行 1992年設立
- ⑥ 中国民生銀行 1996年設立
- ⑦ 深セン発展銀行 1987年設立
- ⑧ 福建興業銀行 1988年設立
- ⑨ 広東発展銀行 1988年設立
- ⑩ 上海浦東発展銀行 1993年設立

4) 政策性銀行の設立

国有専門銀行の設立は経済建設にとって重要であった。しかしながら、同時に政策的意図と商業性を意識した貸付業務を行わなければならないので、矛盾を抱えていた。したがって、1993年12月、政務院が《金融体制改革の決定》を發布し、政策性銀行の設立を決意した。翌年、3つの政策性銀行が相次いで設立された。

- ① 国家開発銀行 1994年3月に設立され、総行が北京にあり、登録資本金が500億元であった。主に国家のインフラ建設などのプロジェクトに融資する業務を行っている。業務上は中国人民銀行にリード、管理されている。
- ② 中国輸入出銀行 1994年4月に設立され、総行が北京にあり、登録資本金が33.8億元である。主な業務はプラント輸出のための輸出金融、発展途上国向け借款供与、中国企業の海外投資の支援であり、財務部と中国人民銀行に管理されている。
- ③ 中国農業発展銀行 1994年11月に設立され、総行が北京にあり、登録資本金が200億元であった。主に国家の農業政策関連業務を

行い、農産物の生産、流通、売買に資金を提供した。業務上中国人民銀行に管理されている。

以上、中国の金融改革について述べてきたが、この金融改革は成功したのだろうか。結果として出来上がった中国の金融システムは、銀行中心の間接金融システムであり、モノバンク制から日欧米と同じ多数銀行制を採用するようになった。ただ問題は、国有四大商業銀行に甚大な不良債権問題が発生したことである。中国の不良債権問題は、日本で発生したものと同質の不良債権問題であろうか。いや、そこには、中国独特の国有企業の体質や銀行の貸出審査の能力の脆弱性の問題が存在するような気がしてならない。次章でこの点を検討してみたい。

第五章 中国国有四大商業銀行の不良債権問題

1. アジア通貨危機以前の不良債権問題

中国の商業銀行の歴史を見ると、改革開放後の1979年から商業銀行の前身となった中国銀行、中国農業銀行、中国人民建設銀行が、それぞれ個別に外国為替、農業金融、固定資産投資業務に特化した専門銀行時代が始まる。その後1984年に第二次金融改革が行われ、中国人民銀行から商業銀行部門が分離され、流動資金貸付専門の中国工商銀行が設立された。また1994年に第三次金融改革が実施され、形の上では市場経済にマッチした銀行システムが導入された。1995年には商業銀行法が施行され、上記専門銀行が商業銀行に改組され、四大国有商業銀行体制が整った。ちなみに、中国人民銀行統計季報によれば、四大国有商業銀行の国内貸付及び預金シェアは、中国銀行業全体のそれぞれ57%、62%（2004年末）となっており、極めて強大である。

商業銀行法第4条によれば、商業銀行は「収

益性、安全性、流動性を経営原則とし、自主経営、リスクの自己負担、独立採算制をとる」ものであるとされ、いわゆる日欧米流の市場経済の中の銀行業を目指している。四大国有商業銀行は、業務および地域の相互乗り入れを進め、競争は激化した。

このようにして設立され、業種転換された商業銀行ではあったが、経営は必ずしも順調ではなく、不良債権問題に悩まされることになった。

中国の四大国有商業銀行の不良債権処理は、1997年半ばに始まったアジア通貨危機を契機に本格化した。実はそれ以前にも不良債権問題は存在していた。中国人民銀行の戴相龍総裁の発言では、中国の金融機関の不良債権額は1997年末で総貸出額の25%に達していたという。1998年には政府が2,700億元の特別国債を発行し、そこで調達した資金を公的資金として四大国有商業銀行に注入し、不良債権問題処理を開始している⁽¹⁷⁾。

人民銀行周小川行長の話では、アジア通貨危機以前に不良債権化した四大国有商業銀行の貸出債権に関し、不良債権化した原因の約30%は地方政府を含む政府の直接的な行政命令や行政

介入によるものであった。また残りの約30%は国有企業支援目的、約10%は行政、司法における地方保護主義の影響であり、銀行の経営判断ミスは20%程度であった。このように、中国の銀行の不良債権の発生原因は、いまだ改革開放時代以前の計画経済時代の名残が強いものであり、銀行が自ら貸付審査をし、不良債権化した貸出は極めて少なかったのである⁽¹⁸⁾。

その後、表5-1見られるように不良債権比率は上昇を続け1999年末には28%前後に達した。

2. 不良債権問題の処理⁽¹⁹⁾

国有四大商業銀行の不良債権処理は、政府全額出資の金融資産管理公司(AMC)へ、不良債権を譲渡することで進められた。まず1999年に四大銀行の各々の不良債権買取を目的とした4つのAMCが設立された。そしてAMCは商業銀行法施行以前に実施された貸出のうち回収不能となっていた総額1兆3,965億元の不良債権を簿価で買い取った(この場合、不良債権未処理分の損失はAMCが負担する)。

不良債権の処理は、まず四大国有商業銀行か

表5-1 国内基準による四大商業銀行不良債権比率の推移

(単位：%)

	94年	95年3月	97年末	98年末	99年末
「延滞」	11.4	13.4	1.5	n.a	n.a
「回収疑問」	7.7	6.0	8~9	n.a	n.a
「回収不能」	1.3	1.7	2.0	n.a	2.7
合計	20.4	21.1	25~26	28前後	28前後

(出所) 韓氷「中国における不良債権発生メカニズム—国有企業の経営悪化と国有商業銀行の不良債権—」、『現代社会文化研究』No. 32, 2005年, p40

(17) 関志雄「国有商業銀行改革の現状と課題」『中国経済新論—中国の経済改革』, 2006年, http://www.rieti.go.jp/users/china_p_ftr/jp/050218kaikaku.htm, p1 参照。

(18) 玉置知己, 山澤光太郎『中国の金融はこれからどうなるのか』東洋経済新報社, 2005年, p76。

(19) 玉置知己, 山澤光太郎『中国の金融はこれからどうなるのか』東洋経済新報社, 2005年, p74-76を参考にした。

ら資産管理会社に帳簿価額で譲渡される。債権の譲渡に伴い、担保権など債権に付随する権利もすべて資産管理会社に移転される。その後、資産管理会社が不良債権の現金回収や株式化（債転株）を中心に処理する。債権の株式化とは、資産管理会社保有の借入企業向け債権を、株式へと転換することである。資産管理会社は債転株によって、株主権を獲得し、株主として企業経営に参加し、債務企業の再建を図る。資産管理会社にとって株の配当が回収資金となるが、将来企業の再建に成功すれば株式を売却して資金回収することも期待されている。一方企業側にとって、債務返済の義務がなくなる。

簿価で買取った1兆3,965億元をAMCは2004年時点で48%程度処理したが、このうち現金回収率は20.3%と少なかった（表5-2）。

AMCは、当初不良債権の簿価買取を実施していたが、政府が四大銀行中相対的に財務内容の良い中国銀行と中国建設銀行を「テスト行」として、株式市場に先行上場させる事を決定した後、簿価ではなく、AMC4社に対する公開入

札なども行われるようになった。たとえば2004年6月に、中国銀行から1,498億元、建設銀行から1,289億元、合計2,787億元の不良債権が公開入札方式で、後者のAMCである、「信達」に簿価の30%で売却された。さらに、中国銀行と建設銀行が積極的に外資銀行に不良債権を国際入札方式で売り出したので、両行の不良債権比率は2004年まで低下した（表5-3参照）。

表5-2に見られるとおり、AMCの買取資金の内訳は、4社合計で、資本金（政府出資）400億元、人民銀行（中央銀行）からの借入5,471億元、政府保証付金融債券発行（系列銀行が引受）8,460億元となっている。

3. 不良債権問題発生の原因

四大銀行の不良債権のAMCへの売却は、1999年の約1.4兆元以外に、2004年に4,756億元、2005年にも7,050億元が実施されたが（2004年以降は時価での売却）、これによって不良債権比率は急速に低下した（2008年末の不良債権比率は、中国銀行3.12%、工商銀行

表5-2 AMCの概要と不良債権処理状況（2004年末時点）

単位：億元、%

	信達	華融	東方	長城	4社合計
不良債権の旧保有銀行	建設銀行 開発銀行	工商銀行	中国銀行	農業銀行	
設立	1999年	1999年	1999年	1999年	
資本金	100	100	100	100	400
人民銀行貸出	0	947	1,074	3,450	5,471
債券発行	3,730	3,130	1,600	0	8,460
当初移管不良債権額	3,730	4,077	2,674	3,458	13,939
処理済不良債権額	1,511	2,095	1,046	2,099	6,751
現金回収額	508	413	233	216	1,370
現金回収率	33.6	19.7	22.3	10.3	20.3

（注）それぞれの正式名称は、中国信達資産管理有限公司、中国華融資産管理有限公司、中国東方資産管理有限公司、中国長城資産管理有限公司

（出所）玉置知己、山澤光太郎『中国の金融はこれからどうなるのか』東洋経済新報社、2005年、p91

表5-3 国際基準による四大国有商業銀行の不良債権比率の推移

(単位：%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
中国	26.38	27.51	22.49	16.28	5.12	4.62	4.04	2.25	3.12
工商	n.a	n.a	26.01 *	24.24	21.16	4.69	3.79	2.74	2.41
建設	n.a	n.a	16.97 *	4.27 *	3.92	3.84	6.29	2.60	2.22
農業	n.a	n.a	36.65 *	30.66 *	26.73 *	26.17 *	n.a	n.a	n.a

(注) *マークの数字の出所は尹文植「中国の国有商業銀行の課題と改革—不良債権問題を中心に」、『彦根論叢』, 2006年, p5

(出所) 各銀行の年報より作成

2.41%, 建設銀行 2.22%)⁽²⁰⁾。しかしながら、AMCによる不良債権の処理によって不良債権問題がなくなったという、必ずしもそうとはいえない。四大銀行の不良債権が表面上は片付いたように見えるが、AMCの4社平均現金回収率はわずかに20%程度にしか過ぎない。ほかの処理方法である債務の株式化では、AMCが買取った貸付債権を債務企業の株式に替えることになるが、これはAMCにとっては速効性のある現金回収方法ではないし、債務企業の破綻などで株式価値が無に帰すこともある。このように考えてみると、AMCによる四大銀行の不良債権問題処理は、単純に四大銀行が、政府出資のAMCに不良債権を押し付け、身ぎれいになっただけといえる。特に不良債権の簿価移転の場合には、四大銀行はまったく痛みを感じない。

なお、四大銀行の不良債権は、AMCの発行した政府保証付き債券(金融債)と交換に買取られているので、四大銀行のバランスシート上は、不良債権と債券が入れ替わった格好になっている。これは、不良債権買取資金を四大銀行

がAMCに提供することを意味し、いわば「飛ばし」を行っている。

このような処理によって、四大銀行は経営責任を嚴重に問われたことがないし、また、債務企業も債務の株式化により、債務負担が消えるので、債務者が国有企業であるという理由でAMCが株主として経営責任を厳しく追及できていない現状では、銀行と債務企業の双方にモラルハザードが発生している可能性が高い。

それでは、AMC等への不良債権売却により、不良債権比率を低下させた四大銀行の不良債権問題は、再びくり返されないものであろうか。答えは否である。

国有四大商業銀行の不良債権問題の発生原因には、次のようなものがある。

① 借手の大半である国有企業の体質の問題。

一つは、1983年の「撥改貸」政策により、国有企業の銀行借入れ依存度が高くなり、返済不能となる可能性が大きくなったことである。

国有企業は従来国家の計画に従って生産活動を行うために財政から投資資金、運転資金が無

⁽²⁰⁾ 農業銀行については、2008年の数字はないが、2005年までは26.17%と極めて高く、不良債権の処理は遅れている。

償で賄われた。またこれに対しては、元利金の支払いではなく企業の利潤の8割を国家財政に上納した⁽²¹⁾。したがって、国有企業は資金の返済リスクを負わなかった。

1983年に中国政府が財政負担を軽減し、国有企業における生産性を改善するために、「撥改貸」政策を実施した。すなわち今まですべて財政から無償で提供された資金は返済義務のある銀行融資に代えられた。「撥改貸」の実行によって、企業が自ら生産活動を計画、遂行し、その生産活動を通じて得た利潤で銀行融資を返済し、所得税を支払うという市場経済における基本的な制度が確立された。結果として表5-4に見るように、国有企業は銀行からの借り入れに大幅に依存せざるをえなかった。

二つ目は、国有企業の市場競争力の弱さと、非効率な経営体質である。1978年の改革開放後、個人、民営企業、外資、合弁企業の復活によって、市場競争が激しくなり、国有企業の経営が悪化し、利益は大幅に減少した。

また、国有企業の体質も企業自体に大きな負担を抱えさせた。国有企業は、ただの生産活動を行うだけでなく、従業員たちのすべての面倒を見なければいけなかった。社会を安定させるための雇用確保、膨大な退職金、保険費・医

療費（当時企業側が従業員（退職者も含め）の医療費を100%負担した）、福利厚生費の支出、従業員の住宅の提供、従業員の子供の世話のために社内保育園、幼稚園の設立等に莫大な費用を抱えた。これも国有企業の収益を圧迫するひとつの原因であった。このような事情があり、社会的混乱を防止する意味からも、政府は国有企業をつぶせない。すなわち、銀行の借入返済よりも国有企業の存続が優先される。

また、計画経済になれた国有企業は、借入返済遅延に対し、鈍感であるとも言われている。

② 国有商業銀行の体質の問題。一つは、貸出審査能力が低いことである。財政資金を企業に流すだけの機能しか期待されなかった計画経済の時期が長かったため、商業銀行としての貸出審査経験が乏しい。これは銀行としての重大な欠陥であり、当事者に認識はされているが短期間に解決できる問題ではない。

また、国有銀行であるがゆえに、債権を回収するインセンティブが弱く、支払い延期や利息の元本化などの措置がとられることが多い。また、不良債権が膨らんでも、いずれ政府助けしてくれると考える銀行経営者の当事者意識のなさも問題視されている。

③ 間接金融重視の中国では、銀行は産業政策の手段として位置づけられ、信用割り当てにおいて政府の指示に従わざるをえなかった。また、政府が国有であるがゆえに四大銀行を支配し、銀行の貸出業務に介入した。そして国有企業を倒産させないという政府の方針が、銀行の不良債権の累積へとつながっていった。国有商業銀行の貸出先は国有企業に集中しており、中国政府の国有企業の漸進的改革政策が今後とも国有商業銀行の不良債権問題発生へとつながる可能性はいまだ大き

表5-4 国有企業の資金調達構成

(単位：%)

	銀行借入	債券	株式	その他
1995	88.0	1.9	1.3	8.8
1996	82.8	2.0	3.2	12.0
1997	77.0	1.7	8.7	12.6

(出所) 韓氷「中国における不良債権発生メカニズム—国有企業の経営悪化と国有商業銀行の不良債権—」、『現代社会文化研究』No. 32, 2005年, p43

(21) 韓氷「中国における不良債権発生メカニズム—国有企業の経営悪化と国有商業銀行の不良債権—」、『現代社会文化研究』No. 32, 2005年, p41。

い。

- ④ このほかに、地方政府が傘下の企業や不採算プロジェクトに融資を迫まるのが不良債権発生の原因となっている。

以上のように、不良債権問題の発生原因は複合的なものであるが、基本的には、計画経済から市場経済に移行する過程で見られるものといえる。市場経済下では、商業銀行は、貸出審査を慎重に行うことによって、債権が不良化することを避けている。167-168 ページで見たように、中国政府は商業銀行法第4条で「リスクの自己負担、独立採算制」を商業銀行経営のあるべき姿として掲げている。中国でも国有商業銀行がこのような態度を貫きぬけば不良債権問題が軽減されることは間違いない。少なくとも、複合的発生要因の柱の一つは排除され、国有企業に経営改革を迫ることができるはずである。しかし、現実には、政府との関係、国有企業との関係がこれを阻んでいることは上に見たとおりである。この点で、不良債権比率が低下したといっても、国有商業銀行の不良債権問題解決は予断を許さない。

おわりに

中国の銀行制度は極めて未成熟である。その原因は中国の歴史と一定の繋がりがある。

まず旧中国においては、銭荘が預金、貸付、手形取扱、送金等の業務を行い、また手形交換所を樹立して、専門金融機関として活躍した。銭荘は、狭い業務範囲ではあったが、信用貸付を行うという、高い審査ノウハウを持っていたと考えられるが、新中国成立と共に崩壊したので、現在中国にはこのノウハウは伝わっていない。

銭荘に対して国内銀行（国家銀行、華商銀行）は一応銀行の業務を営んだけれども、その貸付

は銭荘と正反対の物的担保重視であった。さらにその主たる業務が国債引受・投資、政府への貸上げ、土地投機であり、産業（特に工業）向け貸出に意欲的ではなかったため、難度の高い貸付審査能力を持たなかった。

また、新中国に入って、銀行の機能は、産業への財政資金の供給窓口となってしまった。すなわち計画経済の成長を促すために、財政資金を必要額だけ銀行から供給するのが銀行の役割となったわけで、この場合には、資本主義社会で言うところの借り手の元利金支払能力を判断する審査は不必要となる。

もともと、国民党時代の銀行には、上述のように審査能力が乏しかったわけであるが、新中国になり、本来的な銀行の審査能力が不要になったわけで、ますますこの能力が欠落しまったことになる。それが、改革開放以降に設立された国有四大商業銀行の巨額の不良債権問題につながった。

1978年の鄧小平の“改革開放”政策によって、中国は金融改革を行った。特に、1995年の商業銀行法施行以降、中国は国有四大商業銀行を市場経済のルールに則って運営することにした。これに伴って四大商業銀行の不良債権問題が目立ってきた。政府は、全額出資で4つのAMCを設立し、四大商業銀行の不良債権を買取らせた結果、不良債権比率は急速に低下し問題は解決したかのように見えた。

不良債権発生の元凶は、四大商業銀行自体の歴史が新しく、中国の計画経済時代のルールで、いわば財政資金の配分窓口であるかのように貸出を行ってきたことである。四大商業銀行に審査能力を身につけさせるべく政府は必死に指導しているが、ノウハウがないため、そう簡単には身に付かない。また、中国四大商業銀行の貸出の大半を占める国有企業は借入返済に意欲的でなく回避の動きも見られる。これは、国有企業が破綻した場合の社会的混乱を恐れる政府の

支援があるからである。また四大商業銀行が国有であることで、中央・地方政府が貸出について介入することがある。

このように、計画経済から市場経済移行する過程の中で不良債権問題が発生しているの、今後とも解決は予断を許さない。国有企業改革と銀行経営改革を同時解決させることが不良債権問題解決に求められるが、四大商業銀行にとって、経営を正常化する唯一の道は、銀行にとって必須の貸出審査能力を涵養し、厳しい目で国有企業の改革を迫ることであり、また、高い審査能力を身につけて、国有企業に代わって産業界で力をつけてきた民間企業や外資企業への貸出を積極化することであると考える。

参考文献

- 尹文植「中国の国有商業銀行の課題と改革—不良債権問題を中心に—」、『彥根論叢』、2006年
- 袁遠福『中国金融簡史』中国金融出版社、2005年
- 柯隆『中国の不良債権問題』日本経済新聞出版社、2007年
- 韓氷「中国における不良債権発生メカニズム—国有企業の経営悪化と国有商業銀行の不良債権—」、『現代社会文化研究』No. 32、2005年
- 金融制度研究会『中国の金融制度』日本評論新社、1960年
- 吳承禧『支那銀行論』叢文閣、1939年
- 玉置知己、山澤光太郎『中国の金融はこれからどうなるのか』東洋経済新報社、2005年
- 陳捷『近代中国伝統金融機関史』国際書院、1998年
- 徳永清行、三木毅『新中国の金融機構』、有斐閣、1958年
- 西崎賢治（慶応義塾大学大学院）「中国における不良債権処理の可能性と今後の展望—資産管理会社を中心に—」、『中国経営管理研究』、中国管理学会第3号、2003年
- 裴桂芬「中国資産管理会社（AMC）の運営とあり方」、2003-06テクニカルレポート、一橋大学経済研究所経済制度研究センター、2003年
- 宮下忠雄『支那銀行制度論』巖松堂書店、1941年
- 関志雄「国有商業銀行改革の現状と課題」、『中国経済新論—中国の経済改革』、<http://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/050218kaikaku.htm>、2006年